

約款変更の新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
<p><特定管理口座約款> (約款の変更) 第9条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。</u>改訂を行う旨および改訂後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、<u>効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>付 則 この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(約款の変更) 第9条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意していただいたものとさせていただきます。</u></p>